主 文

特許庁が、昭和四十一年六月二十日、同庁昭和三四年抗告審判第一、八六四号事 件についてした審決は、取り消す。

訴訟費用は、被告の負担とする。

実

第一 当事者の求めた裁判

原告は、主文同旨の判決を求め、被告指定代理人は、「原告の請求は棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求めた。 第二 請求の原因

原告は、請求の原因として、次のとおり述べた。

一 特許庁における手続の経緯 原告は、昭和三十二年九月二十七日、名称「MY式法律会計特許事務処理カード」につき実用新案登録の出願をしたが、昭和三十四年八月二十日拒絶査定を受けたので、同年九月七日抗告審判の請求をし、同年抗告審判第一、八六四号事件としたので、同年九月七日抗告審判の請求をし、同年抗告審判第一、八六四号事件とし て審理された結果、昭和四十一年六月二十日「本件抗告審判の請求は成り立たない」旨の審決があり、その謄本は同年八月一日原告に送達された。 本件審決理由の要点

本件審決は、本願考案の要旨を認定するに当たり、まず、「請求人(原告)は当審において手続補正書として全文訂正明細書及び全訂正図面を差し出しているが、これには本出願当初の説明書及び図面に何ら記載のない事項(例えば、事務記録書 (A)における到着、来訪者の種別、援助欄、事務記録書(B)における到着、発 信(話)、通話(信)先、対話(信)者欄、事件処理報酬実費計算書(B)に関す る説明及び第四図全体、請求書領収書(A)における依頼者、相手方、請求者欄、 通知書に設けた記載欄に関する連絡通知事項を通知書に記載することなど)が考案 の要旨として、登録請求範囲を含む明細書及び図面に書き加えられていて、本出願の要旨を変更したものと認められるから、これを採用することはできない」としたうえ、出願当初の説明書全体の記載により、本願考案の要旨を「別紙第一図ないし第七図に示された記載欄及び欄外説明文字を有する事務記録書(A)、(B)、事 務処理実費計算報告書、請求書兼領収書、事務処理費精算書、通知書からなる法律 会計特許事務処理カード」(別紙当初図面第一図ないし第七図参照)と認定し、特 公昭三〇一五、四一八号公報(以下「引用例」という)には、氏名記入欄、番号及 び摘要欄、金額欄、捺印欄等を表示した売上勘定票、売上金入金票、売掛金勘定元 帳票、領収証、納品書、物品受領書など組のカードと、これとほぼ同じ欄を設けた他の数組のカードを備えた業務処理カードが記載されているが、事務処理カードにおいて、数組のカードを組合わせたもの及びそれぞれのカードにおいて、必要な記載が、第2000円ではおりません。 載欄を適当に配置して業務を正確迅速に行ない、また収支計算を能率的に処理しう るようにしたものは、右引用例などによつて本願出願前公知であり、本願考案のも のは、その対象とする業務内容を異にしていても、本願の各カードにおける記載内 容及びカードの種別は、いずれも、法律、会計、特許の事務内容として普通に取り 扱われている事項にすぎず、各カード間の相互関係にも、右事務内容を処理するに 際して格別新規な機能を発揮するものと認めるに足りるほどのものはないから、本願考案程度のものは、当業者が、引用例による前記公知事実に基づいて、必要に応じて極めて容易に、その業務に実施することができるものと認めるのが妥当であ り、本願考案は、旧実用新案法(大正十年法律第九十七号)第一条の考案とは認め られず、出願を拒絶すべきものである、としている。

本件審決を取り消すべき事由

本件審決は、次の二点において判断を誤つた違法があり、取り消されるべきもの

である。すなわち、第一に、本件審決は、本願考案の要旨の認定を誤り、したがつて、引用例との比較において事実を誤認したものである。本願考案の当初の説明書の記載に基づく考 案の要旨が、本件審決認定のとおりであつたことは、争わないが、原告は、昭和三 十九年六月二日、本願考案につき手続補正書を提出して、説明書の全文を訂正する とともに、登録請求の範囲の記載を別紙のとおり訂正し、かつ、図面全部を別紙の とおり訂正した(別紙訂正による実用新案登録請求の範囲及び訂正図面第一図ない し第八図参照)。右訂正前の当初図面及び説明書に、形式的には、本件審決の指摘

するような諸事項の記載がなく、これを右手続補正書によつて訂正すべく書き加えたものであることは、審決の説くとおりである。ところで、本願考案の目的は、法律、会計、特許事務について、これを能率的に処理し、その合理化を促進し、ま た、依頼者に対しては事務処理の経過や報酬、実費等を明確に報告、了知させよう とするにあり、このような目的に照らすと、右訂正によつて新たに書き加えた諸事 項は、当業者なら当初の説明書及び図面の記載に基づいて当然に考え及ぶべき技術 的事項であり、当初の説明書及び図面に基づく考案要旨に本質的な変更を加えるほ どのものではない。以下、この点につき、本件審決の指摘する諸事項のうち、三点に限って詳論する(なお、原告としては、前記手続補正書による訂正が、要旨の変 更をもたらすか否かについては、以下の三点について判断を受ければ十分であり、 更に進んで他の事項についてまで判断を求めるものではない。)

事務記録書(A)、(B) (第一、二図)において、依頼、申入、援助事 項欄に横罫線を書き加えた点について。

一般に、カード類の記載欄として、白地のものと横罫線のものとは、周知慣用の ものであり、したがつて、白地のものを横罫線のものに書き換えたところで、それは単なる慣用技術の置換にすぎず、考案の要旨に変更を来たすべき記載欄の変更ではない。また、実質的にみても、本来横書きの本願考案のカードに横罫線を加えた からといつて、その記載方式を限定したり変更したりしたことにはならず、この点 について被告の主張する作用効果上の差異は、全く形式的な議論にすぎない。した がつて、白地欄に横罫線を書き加えたことは、本願考案の目的、機能に照らし、これに本質的な変更を加えるようなものではなく、当業者ならば当然に考え及ぶ技術常識であり、要旨の変更とすべきものではない。
(二) 事務記録書(日) (第二図) の記載欄上から二行目左端に「受付」とある

表示を「到着、発信(話)」と書き改めた点について。

法律、会計、特許事務について、依頼又は申入れが電信、電話によつてされるこ とがあるのは当然のことであり、したがつて「受付」の概念には、来所又は訪問に とかめるのはヨ然のことであり、したがって「メリ」の概念には、不がへばいましたる受付のほか、電信、電話による受付をも包含するものであることは、当業者ならば容易に予測できることであり、「受付」を「到着」「発信(話)」と訂正したところで、それは、実質的変更のない訂正補充であるか、またはいつそう精密な表示をしたにすぎないものであり、そのため特に新たな作用効果上の差異を生ずべき ものでもない。したがつて、右訂正をもつて要旨変更とすべき根拠はない。なお、 右訂正にかかる記載例をもつて、被告の主張するように、時間的報酬計算法による 時間計算の根拠とすべき時刻記入表示のためのものである旨、狭く限定的に解すべ きものではない。

事務処理実費計算報告書(当初図面の第三図)の表裏両面を切断して、事 (三) 件処理報酬実費計算書(A)(訂正図面の第三図)と同(B)(同第四図)との二 枚の図面とした点について。

本件審決は、訂正により第四図全体が新たに書き加えられたと判断し、また、被 告は、当初の図面においては、第三図と第四図との間に図番号のない図面が連綴さ れていた旨主張するが、当初の図面の第三図は、全紙一枚の図面を半折して綴り込 んだものであり、 これが表裏両面の関係にあつたものであるから、その裏面に当た る部分に図番号を付さなかつたのは当然のことである。そして、訂正図面の第四図は、当初の図面の第三図の裏面の部分と形式的に多少の相違点はあるが、本質的に は異なるものではなく、単に、当初の図面の第三図の欄外文字と同一文字をやはり欄外に転記したにはきざないものである。被告は、当初の説明書にカードの枚数及び 表裏両面に記載欄を設けたものがあることは、明確な記載がないというが、これ は、説明書と図面とを注意して見ればすぐ判別できることであり、また、訂正説明 書によつても、右表裏両面の関係及びこれを切断して二枚の図面としたことを窺知 しえないというが、これまた、当初のものと対比してみれば一見明瞭なことであ り、何ら異とするに足りず、原告が本願考案の要旨と無関係な事柄を主張している

り、何ら共とするにたッす、原口が不願ったいる日とからがらずれて上がり ものでないことは、明らかである。 以上三点について述べたところによつて明らかなとおり、原告が前記手続補正書 によつてした説明書及び図面の訂正は、考案の要旨を変更すべぎものではなかつた にかかわらず、本件審決は、要旨の変更ありとして、当初の説明書及び図面に基づいて本願考案の要旨を認定したのであるが、これは、結局、要旨の認定を誤り、ひいては引用例との比較において判断を誤ったことになるといわねばならない。

第二に、仮りに、本件審決が本願考案の要旨の認定を誤つたものではないと も、訂正前のものをもつて、引用例に基づく公知事項から容易に実施しうるとした

点において、事実を誤認した違法がある。すなわち、原告は、訂正前の本願考案の要旨が審決認定のとおりであること、引用例に審決認定のとおりの業務処理カード の記載があること、また、審決認定のように、事務処理カードにおいて、数組のカ - ドを組み合わせたもの及びそれぞれのカードにおいて必要な記載欄を適当に配置 して業務を正確迅速に行ない、また収支計算を能率的に処理しうるようにしたものが、本願出願前公知であつたことは、いずれも争わないが、引用例記載りものは、 「商取引又は業務処理カード」であり、生産会社、販売会社等の商品の移動等に関する会計処理の方法のためのものであり、本願考案のカードのように、非商人である弁護士、弁理士、税理士又は会計士が、その依頼者、相手方等の言語、動作に関する記録をするためのものに比して、これを用いる業態が全く異なるばかりでなった。 く、形状、構造も全く異なるものであるから、引用例記載のものから本願考案のカ ードを容易に考案することはできないものといわなければならない。現に、弁護士 業を含む当業者において、本願考案のような業務処理カードを備え付け実施した事例は、これまでなかつたことに鑑みても、右の事実は明らかである。したがつて、 訂正前の本願考案の業務処理カードをもつて、引用例記載のものに基づく公知事項 から容易に実施できるものとした本件審決は、事実を誤認したものといわざるをえ ない。

第三 被告の答弁

被告指定代理人は、答弁として、次のとおり述べた。 原告主張の請求原因事実中、第一項及び第二項の事実並びに第三項の事実中、原 告主張の日にその主張のような訂正を内容とする手続補正書の提出があつたことは 認めるが、その余の事実はすべて争う。本件審決の認定は正当であり、原告主張のような違法の点はない。以下、原告主張の点について順次反論する。

まず、要旨変更の点について。

本願考案の内容は、カードにおける記載欄の構造と複数のカードの組合わせに関 するものであるが、カードの記載欄が実用新案の構成要件に含まれている場合に は、その記載欄の具体的な表示自体が物品の型を形成する構成要件であると認める べきものであるから、手続補正によつてその一部を訂正し、これに出願当初の説明 書及び図面に記載のない表示を加えたりして記載欄の具体的表示を変えたならば、 訂正された後のものは、出願当初のものとは物品の型を異にするものとなつて、要 旨を変更するものに該当することは明らかである。これを原告主張の三点について 具体的に検討する。

事務記録書(A)、 (B)(第一、二図)の依頼、申入、援助事項欄が当 初の図面のように白地であるときは、文章を記入するときは縦書きでも横書きでも 自由に選択して記入することができ、文字の大さにも格別の制限はなく、また、必 要によっては、図面、地図、スケッチなどの図形を書き込むことができ、あるいは写真を貼布することもできるが、このような場合に、白地欄であるため、記入、作図、貼布の妨げになるものがないという機能を有するものである。しかるに、訂正 により、右白地欄に等間隔で横罫線を設けるときは、その構成に変更を来たすもの であることが明らかであるばかりでなく、文章記載の際、横書きを前提とし、文字の大きさ、行の間隔をも規整する基準線としての効用を有し、任意の文章、図、ス ケツチなどの記載に自由に使用しえた白地の記載欄とは、その作用効果を異にする ものである。したがつて、当初の図面の白地欄とこれに横罫線を施こした訂正図面の記載欄との間には、その具体的構造であるところのいわゆる「型」の明白な相違 があるのみならず、記載欄の利用方法としての作用効果にも顕著な差異があること が明らかであるから、右訂正は、考案の要旨の変更に該当するものといわなければ ならない。

事務記録書(B) (第二図)における「受付」の表示は、同図の記載全体 及び当初説明書の記載に徴し、来訪者が事務所に来訪し事務の依頼又は申入があつ た場合に、時間的報酬計算法をとる目的で、来訪者の受付年月日及び受付時刻を「受付」表示欄に記入し、これと同行の右側に隣接する「退所」表示欄に記入する 退所時刻との両者から、報酬支払いの対象となる所要時間を計算する用に供するものと認められる。これに対し、「到着」「発信(話)」なる表示は、訂正明細書及 び訂正図面の記載を併せ検討すれば、新たに電信、電話を使用する際の記録を記入 しうる記載欄としても構成されたことが明らかである。したがつて、当初の図面の 「受付」の表示を「到着」「発信(話)」の表示に変更したことは、単に字句の書き換えによる型の変更に止まらず、記載欄の使用目的、作用効果にも明白な変更が 加えられたことが明らかであるから、このような記載欄の訂正は、出願当初のもの

の要旨を変更したものと認めざるをえない。

(三) 原告は、当初の図面の第三図事務処理実費計算報告書は表裏両面にわたるものであり、訂正図面の第三図及び第四図の事件処理報酬実費計算書(A)及び同日を切断して、二枚の図面にしたものにすぎない旨主張するが、当初の説明書及び図面の記載によっては、その第三図事務処理実費計算報告書館をあるが、当初の説明書及び図面の記載によっては、その第三図事務処理実費計算報告書館であるが、当時である。とは不明というほかない連綴されて、当時であるの説明書の登録請求の範囲の項の記載に徴し、カードの枚数、表えの記載に記載での説明書の登録請求の範囲の項の記載に徴し、カードの枚数、表えいまで記載での説明書の記載によっても、そのカード枚数及び右当初の図面第三図の表表と明書と図面の記載によっても、そのカード枚数及については、明確にすることが明書と図面の記載によっても、の当初の説明書及び訂正説のであるがらも窺知したの前記主張点は、本願の要旨とは無関係な事項にするであるから、訂正によって、新たに第四図全体を加入したことは、考案更に当たることが明らかである。

次に、進歩性の点について。

本願の各カードにおける記載内容及びカードの種別は、いずれも法律、会計、特許の事務内容として普通に取り扱われている事項にすぎず、また、各カード間の相互関係も、単に必要なカードを寄せ集めただけで、右事務内容を処理するに際し新規な機能を発揮する格別な効果も認められないことは、審決説示のとおりであるから、本願考案程度のものは、業務内容を異にしても、なお、引用例記載のものに基づく公知事項から、当業者が容易に推考実施することができるものといわざるをえない。

第四 証拠関係(省略)

理 由

(争いのない事実)

一本件に関する特許庁における手続の経緯及び本件審決理由の要点として原告の主張する事実並びに原告が昭和三十九年六月二日、本願考案につき、説明書の全文を訂正するとともに、登録請求の範囲の記載を別紙のとおり訂正し、かつ、図面全部を別紙のとおり訂正する旨の手続補正書を提出したことは、いずれも当事者間に争いがない。

(本件審決を取り消すべき事由の有無について)

二原告は、まず、本件審決は本願考案の要旨の認定を誤った旨主張するが、原告は、理由がない。 京祖は、理由がない。 京祖は、理由がない。 京祖は、理由がない。 京祖は、審決認定のとおりであること、 であるが、そのうち原告の主張するが、の型としての考えにあるが、 であるが、そのうち原告の主張するがになり、により、により、により、により、にあるがは、の型としての考案がである。 であるであることが、の記載欄の具体的表示したりでありによっては、かはであるであるにあっていの記載欄の具体的表示したの型を形成すべきものによって明らいよいのの関係を記載である。 要件をなずであるいまであるによっての記載欄の具体的表示したりであるがであるによってがよっていました。 の関係であるが、の関係は、のであるには、の関係では、の関係であるであるには、の関係である。 の関係であるには、の関係を記載である。 であるによっている。 であるによっている。 であるによっている。 であるによっている。 であるによっている。 であるによっている。 の関係は、の関係は、の関係は、の関係は、の関係を対した。 の関係は、の関係によって、について順次検討説示する。 である。 のによって、について、について順次検討説示する。 である。 のによって、について順次検討説示する。 である。 のによって、について、にして、の関係では、の関係で

(一) 事務記録書(A)及び(B)(第一図及び第二図)の依頼、申入、援助事項の各白地欄に横罫線を書き加えることは、その記載欄としての具体的構造に変更があることは明らかであるのみならず、これを利用するうえでの作用効果に、被告の主張するような差異を生ずることもまた明らかなことであり、これを単なる形式的なものにすぎないといらことはできない。したがつて、かような訂正は、考案の要旨に変更をもたらすべきものである、といわざるをえない。

(二) 事務記録書(B) (第二図) における「受付」の表示を「到着、発信 (話)」と改めることは、やはり、記載欄の具体的構造の変更に当たるほか、新た に電信、電話による事務処理に関する記載欄を設けた点で、これを記載欄として使 用するうえでの作用効果に差異をもたらすものであることも、また明らかであると いわなければならない。

当初の図面第三図の事務処理実費計算報告書が表裏両面にわたるものであ り、訂正図面第三図及び第四図の事件処理報酬実費計算書(A)及び(B)は、右 表裏両面を切断して二枚の図面としたものであるとの点については、前掲甲第 証の五によると、右当初の図面第三図は、本来全紙一枚の図面であり、これを半折 して表裏両面に記載欄を設けたものであることを認めることはできるが、これを切 断して二枚の図面とし、その裏面部分を新たに独立した図面として訂正加入することは、物品の形状、構造又はその組み合わせとしての物品の型を異にするものであることが明白であるのみならず、前掲甲第二号証の五と甲第七号証の六及び七とを 対比してみると、全紙一枚の図面をそのまま、または半折して表裏両面として用い これを切断して半紙一枚ずつのカードとして各表面のみに記載欄を設け て使用する場合とでは、それぞれの記載欄の構成が同一であつても、使用上の作用 効果におのずから差異が生ずることは、明らかなところである。

以上のとおりであるから、いずれの点をみても、原告のした前記手続補正書による訂正補充は、本願考案の要旨を変更するものであり、許されないところというべく、本願考案の要旨の認定に関し、原告の主張するところは、理由がないものとい

わざるをえない。

本願考案の当初の図面及び説明書に基づく考案の要旨が、審決認定のとおりのも のであることは、前記のとおり、原告の認めて争わないところであり、また、引用 例に審決認定のとおりの業務処理カードの記載があること、事務処理カードにおい 数組のカードを組み合わせたもの及びそれぞれのカードにおいて必要な記載欄 を適当に配置して業務を正確迅速に行ない、収支計算を能率的に処理しうるように したものが、本願出願前公知であつたことも、原告の認めて争わないところであ る。しかし、事務処理カードにおいて、右のような点が公知であつても、それぞれ の業種に応じ、各カードの記載欄の具体的構成の如何により、考案における物品の 型としての新規性をもたらすべき場合があることは、いうまでもない。この点につ き、本件審決は、本願の各カードにおける記載内容及びカードの種別は、いずれも 法律、会計、特許の事務内容として普通に取り扱われている事項にすぎず、また、各カード間の相互関係にも、格別、右事務内容を処理するに際して新規な機能を発 を対して、他が、石事物内存を処理するに際して制成な機能を発揮するものと認めるに足りるほどのものではない、というが、その判断の根拠を示さない意味において、独断のそしりを免かれず、そのまま容認しがたいところである。むしろ、前掲甲第二号証の二(当初の説明書)によつて認められるように、本願考案の各カードは、法律、会計、特許事務の能率的処理、事務の合理化をはある。 ことを目的とするほか、依頼者に対し、必要カードを交付することによつて、事務 処理の経過や報酬、実費等を明確に報告、了知させることができるという点に、そ の新規な機能があるものと認めて然るべきものであり、本願カードの具体的構成及びその種別の点についても、前掲甲第二号証の一ないし九によると、本願のものは、それぞれの記載事項を個別的にみる限り、当業者として普通に取り扱つている 事項にすぎないであろうが、これを当初の図面第一図ないし第七図のように編成配 置して、報酬等の計算及びその依頼者への告知との関連において組み合わせて使用 するものであり、このようにして法律、会計、特許事務につき前記の効果を奏する ものであることを認めることができ、したがつて、これをもつて、単にありふれた ものにすぎずと断じ去ることも、考案の技術的内容に関する認定を誤つたものであ るといわなければならない。

このようにみると、業種を全く異にする引用例記載の商取引又は業務処理カード に基づいて、前記公知事項を抽出し、本願考案の程度のものも、当業者が、右公知 事項からきわめて容易に本願の対象である法律、会計、特許事務に実施しうるもの であり、したがつて、本願考案は旧実用新案法第一条の考案と認めることはできな いとした本件審決は、結論を導く前提たる事実の認定を誤つた違法のものといわざ るをえない。 (むすび)

三 以上説示のとおりであるから、本願考案をもつて引用例から容易に実施できる ものであるとした点において違法であるとして本件審決の取消を求める原告の本訴 請求は、理由があるものということができる。よつて、これを認容することとし、 訴訟費用の負担について行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八十九条を適用し て、主文のとおり判決する。

(裁判官 三宅正雄 荒木秀一 石澤健)

```
<11564-001>
<11564-002>
<11564-003>
<11564-005>
<11564-005>
<11564-007>
<11564-015>
```

訂正による実用新案登録請求の範囲

```
<11564-008>
<11564-009>
<11564-010>
<11564-012>
<11564-013>
<11564-013>
<11564-016>
```